

Title	グラッカス兄弟 (上) (続 「 羅馬の社会闘争及び社会思想 」)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1924
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.18, No.2 (1924. 2) ,p.155(1)- 177(23)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19240217-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾の

三田通りの

カフェー

米



堂

電話高輪二二六六

●カルピスとソーダ水

●熱いコーヒーと紅茶

●宴会至便料理と菓子は御存じの美味

三田學會雜誌 第十八卷 第二號

論 說

グラッカス兄弟 (上)

(續「羅馬の社會鬭争及び社會思想」)

高橋誠一郎

羅馬の革命時代はタイベトリウス・グラッカス (Tiberius Sempronius Gracchus) が護民官職に就ける紀元前百三十四年よりアクシアム (Actium) 岬附近の海戦に於てオクレーティアス (Caius Octavius) が勝利を得たる紀元前三十一年に至るまで繼續する。

而して此の約一世紀に亙る長き闘争の時代は復た貴族と平民との間に戦はるるたる古き農地法の問題を以て始る。グラツカスのセムプロニア農地法(Lex Semproniana agraria)は實にかの紀元前三百六十七年のライシニアス法(Lex Licinia)の復活である。

何人と雖も、五百ジュゲラ以上の公地を占有する(possidere)を禁じたるライシニアス法は暫く富者の貪慾を抑制し、貧民に對して多大なる援護を與へた。彼れ等は是れに由つて自己の賃借せる地上に留り、固と彼れ等の領有したる土地の配分を耕作した。然も彼れ等の富める隣人は臆がて是れ等の土地を他人の名義を以て自己の有に移すの舉に出で、果ては公地の五百ジュゲラ以上を公然自己の名義を以て占有するに躊躇しなかつた。斯くて其の耕圃を奪はれたる貧民は昔日の如く進んで軍務に服するの意なく、又た其の子女の教育に多大なる注意を拂ふことなきに至つた。是れが爲めに自由民の數は伊太利亞全土を通じて急速に減少し、國內には異邦産の奴隸を以て滿てる「仕事場」(ergastula)が叢生した。富者は是れ等の奴隸をして彼れ等が市民より掠奪せる土地を耕作せしめた。奴隸は鎖に繋がれ

て耕作に従事した。「仕事場」は概して地下に存し、上より光を取れるものであつて、此の種の奴隸の仕事場及び宿所として使用せられ、又た命に服せざるもの、の仕置場を兼ねて居つた。(Pinius, Naturalis Historia, xviii, 3; Florus, iii, 19)。

少シピオー(Publius Cornelius Scipio Aemilius Africanus)の友人であり、西紀元前百四十年に執政官であつたカイアス・リーリアス(Caius Laelius)は讓渡せられたるに非ざるも、假に占有せられたる伊太利亞内の公有地を徵發し、衰頹の徵著しき伊太利亞農民の間に之れを分配して這般の災害を救濟せんとした。然も彼れは富者の間に於ける反抗の氣勢に由り騒亂の徵候あるを察知して之れを中止した。斯くて彼れは「思慮ある者」(Sapiens)と呼ばるゝに至つた。シピオー其の人も亦た同一の意見を有して居つた。彼れは這般の社會的疾患の重大なるに動され、稱揚す可き勇氣を以て何人に關するを問はず、公平不偏の態度を以て這般の害惡を攻撃し、單に累を自己のみに及ぼすに過ぎざる場合には其の所期を斷行するに躊躇しなかつた。而も彼れは又た第四、五世紀に於て改革の問題より生じたるに等しき革命を賭してのみ、惟り國家が救はれ得可きことを承認した。斯くの如き治療法は彼

れの眼には疾病其の者よりも却つて有害なるものとして映じたのである。是れに於て乎彼れは其の少數の同志と共に貴族黨と民主黨との中間に立つた。斯くて其の生涯を通じて孤獨であつた彼れは死後に至つて或ひは貴族政治の闘士として、或ひは改革の首唱者として兩黨から稱讃せられた。歴代の監察官は其の職を退くに際して國家に對して更らに大なる勢力と光榮とを與へんことを神々に祈るの常であつた。然るにシビオーは神々が其の國家を維持せんことを祈願した。彼れが信條の全告白は此の痛ましき絶叫中に籠つてゐる。(Mommsen, Römische Geschichte, Bd. II, 9 Aufl., 1903, S. 84.)

II

然るに此の羅馬軍の大指揮者の斷念せざるを得ざりし所のものを大膽にも實行せんとせる一青年があつた。彼れの名は即ちタイビイリアス・センプロニアス・グラツカスである。グラツカスは紀元前百三十四年十二月十日を以て護民官に選任せらるゝと共に、直ちに會つてリリアスの想到せると同一の計畫に着手した。彼れをして這般の畫策に出でしめたるものは其の師、雄辯家デイオフアニース

(Diophanes)及び哲學者プロシマス(Blossius)の教唆であるとい一般に傳へられてゐる。(Cicero, Brutus, c. 27; Laelius, c. 11.)。前者はミチリーニー(Mitylene, Mytilene)の亡命者であり、後者はクメより來れる伊太利亞人であつて、羅馬に於けるストア哲學者ターサス(Tarsus)のアンチプアター(Antipater)と親交があつた。或る者はグラツカスの母コルニリア(Cornelia, 老シビオーの女にして有名なる賢婦人)も亦た羅馬人が未だに彼の女を呼ぶにシビオーの義母を以てするも(彼の女の娘は少シビオーに嫁す)グラツカス兄弟の母と稱することなきの事實を以て屢々其の二子を責め、彼れをして斯くの如き舉に出でしむるに與つて力ありしものと稱して彼の女を難じてゐる。他の者は又た彼れと同時代の人にして彼れと雄辯家としての名聲を争へるポストユミアス(Spurus Postumius)に對する嫉妬が直接の動機であつたと稱してゐる。即ちタイビイリアスは征途より歸りてポストユミアスの名聲及び勢力遙かに彼れを凌駕し、而して多大なる尊敬を受けつゝあるを見て、此の民衆的大企圖に従事し、以て彼れを踰越せんとするの決意を爲せるものであると稱せられる。然しながら彼れの弟ゲイヤタ(Caius Sempronius Gracchus)の書き残したる所に據れば、

タイピローリアスはニューア・シニア (Numantia) に赴くの途次、チリーニア (Tyrrhena) を過ぎつゝありし時、殆んど一人の自由農民も牧羊者も存することなき其の國土の荒涼たる状態を觀て、初めて斯くの如き政策に想到せるものであると云ふ。然もブルータルコスは主としてタイピローリアスの熱心と決意を動せるものは貧民をして其の昔日の保有地を回復せしめんことを前廊に、壁上に、墓碑に誌して彼れに迫れる民衆であつたと稱してゐる。(Tiberius Gracchus, viii.)

然も彼れは其の法案を草するに際して最も名望高く權勢大なる市民の意見を容れた。是れ等の人々の中に主僧長クラツサス (P. Licinius Crassus Mucianus Dives) 當時執政官たりし法學者ミューシアス・セツオーラ (P. Mucius Scaevola) (Cicero, Academ. iii. 5.) 並びに彼れの舅エピアス・クローダイアス (Appius Claudius. 其の女クローダイア Claudia はタイピローリアスの妻) があつた。斯くの如くにして成れる法案は著しく穩健着實なるの觀があつた。斯法の下に於ては賠償の支拂なくして占有せられ、享有せられたる公有地は國家の爲めに回収せらる可きものである。(但しカピエア (Capua) の領域の如く借地契約に據つて貸出されたるものは此の法律の影響を

受けることがない)。然も各占有者は自己の爲めに五百ジュゲラ、男子一人に就き二百五十ジュゲラ(而も全體に於て一千ジュゲラを超過せざる範圍に於て)の土地を永久に保有することを保證せらるゝか、若しくは斯くの如き範圍までの土地に於ては賠償を要求するの權利を有す可きである。建築及び植付等の如き前保有者によつて施行せられたる總べての改良に對しては賠償を許されたるが如くである。斯くの如くして回収せられたる領地は一口三十ジュゲラに分割せられ、一部分は市民に對し、一部分は伊太利亞の同盟者に對して不可讓渡の相續産として貸貸せらる可きものである。其の保有者は之れを農業に使用し、國家に對して相當の地代を支拂ふの義務あるものである。而して這個回収及び分配の事務は國家常設の長官と看做され、年々人民の集會によつて選出せらるゝ三名の同僚に委任せられる。後に至つて法律上公有地及び私有地を決定する重大にして困難なる任務が之れに附加せられた。斯くの如き常設執行機關を缺けるの事實は舊法が事實上其の實施を見ることなきに至れる主たる理由であつた。是れに由つて分配は絶えず其の歩を進めて、之れを必要とする全階級に及ばんことを期した。是

れが爲めに極めて廣大にして整理困難なる伊太利亞の領土が愈々制規せられざるを得ざるに至りたる時、更らに其の以上に、例へば配分委員に對して分配の爲めに伊太利亞の土地を購入するが爲めに國庫よりして年々一定の高を支出するが如き方法が企圖せられたのであらう。(Mommson, op. cit., S. 87.)

三

斯くて大土地保有者に對する宣戰は布告せられた。富者及び大地産の保有者は法其の者に對しては彼れ等の貪慾心によつて、又た立法者に對しては憤怒と嫉妬とによつて激興したのであつた。斯くて彼れ等はタイピリアスを以て單に政府を顛覆し、一切を混亂せしむるが爲めに土地の一般的再分割を提案しつゝあるものなりと稱して人民を籠絡せんと努めた。而も彼れ等の畫策は終に成功することを得なかつた。タイピリアスは公所の「船首演壇」(Rostra 紀元前三百三十八年アンシウム (Antium) に於て獲たる拉丁艦隊の青銅の艦首を以て飾られたるが爲めに其の名がある——Livius, viii. 14)の周圍に群れる人民に對して、貧民の爲めに其の雄辯を振へるの時、彼れは常に其の反對者に對して優越を示したのであつた。(Plautarchos, op. cit., ix.)

彼れ曰く「伊太利亞の野獸は自己の洞窟を有し、其の安臥と潜伏の場所を有してゐる。然るに干戈を取つて其の國土を守護するが爲めに其の生命を賭せる人々は洵に大氣と光線の外他に何物をも伊太利亞内に於て享有することがない。家はなく、定住の地なくして、彼れ等は其の妻子と共に轉々徘徊する。而して彼れ等の指揮官が其の陣頭に在つて兵士を激勵し、敵に對して彼れ等の墓所と祭壇とを防禦するが爲めに戰へと言ふは彼れ等を愚弄するに過ぎざるものである。蓋し斯くの如き多數の羅馬人の間には一人と雖も其の祖先に屬する祭壇をも又た其の屍灰の安んずる墓所をも有するものなきが故である。洵に彼れ等は他人の奢侈と富とを維持するが爲めに戰つて斃れたのである。而して彼れ等は世界の主(羅馬人を指す)と稱せられて死んだ、然も彼れ等は自己の有と稱し得る唯だ一塊の土地をも保有することがなかつた」と。以上タイピリアスの演説はブルータルコスに掲ぐる所である。然るに二三の獨逸學者は是れ等のものを以て彼れが捏造せる所であるか、然らざれば他の著者より取れる所のものであると主張するも、

斯くの如き主張は何等の確證なき推測に過ぎざるものである。(Audrey Stewart, Plutarch's Lives, trans. from the Greek, with notes and a life of Plutarch, vol. iv, 1913, p. 70.)

人民の集會が此の法案の採決を行ふ可き時機の到來せる時、グラツカスは長き演説を行つて、共同的財貨の共同的に配分せらる可きことが不正なりや、市民は常に奴隸よりも良好に、戰士は戰に適せざる者よりも有用なることなきやを問ふた。彼れは語を續けて言ふ、羅馬人が武力によつて既に大多數の國々を征服し、而して又た人煙の存する殘餘の國々に對して其の望む所を下知したる時、彼れ等は其の勇敢なる軍勢によつて殘餘の國々を征服するか、然らざれば彼れ等の懦弱と嫉妬とに由つて其の現在の所領をすら喪失するかの岐路に立つものである。彼れは事態斯くの如きが故に富者に向つて任意的提供として又た彼れ等自身の發議によつて國家の爲めに子女を養育する者に其の地位を委付し、而して瑣事を争ひつゝある間に最重大事を觀過せざらんことを警告した。(Appianus, Bell. Civ., I. ii.)。是れ等の所言に徴すれば、グラツカスは主として羅馬國に對して多數の勇敢なる市民を供給して其の所領を維持し擴張するを得せしめんとするの希望によつて勸

ざれたるもの、如くである。(Beer, op. cit., p. 141.)

民衆は彼れの雄辯によつて憤激し振起した。如何なる反對者も最早之れに抗論するの力を有してゐなかつた。是に於て乎、彼れ等は言論を以て彼れに對抗するの念を悉く抛棄し、護民官の一人たるマーカス・オクタヴィウス (Marcus Octavius) に陳情した。オクタヴィウスは堅實謹直なる資性を有する青年であつて、タイピリアスの親友であつた。初め彼れは其の僚友に對する遠慮から這般の申出を回避したのであるが、遂に有力なる貴族の多數に懇請せられて、同法が將さに投票に附せられんとしつゝありし時、其の否認權を行使して之れが通過を妨害した。グラツカス兄弟に關する意見が自己の境涯の變化と共に動搖し變化せるキケロは、タイピリアスの畫策に對するオクタヴィウスの反對を稱讚してゐる。(Brutus, c. 25.)

彼れは直ちに其の穩和なる法案を撤回して更らに民意に迎合するものであり、更らに不法なる土地占有者に對して苛刻なる他の法案を選んだ。新法案は彼れ等が従前の法規に違反して占領せる總べての土地を即時引き渡す可きことを是

れ等の人々に命ずるものである。斯くて彼れとオクタヴィアスとは日々演壇に立つて議論を討はした。而も彼れ等は火の如き反抗を以て互に對立したに拘らず、一度と雖も相手方の人身攻撃に互ることがなかつたと稱せられてゐる。グラッカスはオクタヴィアス自身が斯法の違反者であり、公有地の廣大なる部分を占有するに氣付きて、自己の境遇が決して富裕なるものに非ざりしに拘らず、自己の財囊よりして彼れに其の價を賠償す可きことを提言して其の反對を中止す可きことを彼れに求めた。オクタヴィアスが之れを拒絶するに及んで、グラッカスは布告を發して、凡ゆる他の長官は此の法案に對して投票の行はるゝまで各自の公務を執行することを禁じ、セターナス神の殿堂(即ち國庫)に封印を施した。彼れは又た其の命令に服従せざる奉行に峻酷なる罰金を科す可きことを公布した。是に於いて乎、廣大なる土地の占有者は其の服裝を變じ、喪心の態にて悄然として公所の邊を徘徊した。彼れ等は又た秘密裡に反グラッカス黨を結び、彼れに對する刺客を覓めた。是れが爲めにグラッカスは其の衣の下に盜賊の使用するが如き、羅馬人が *dolo* と呼べる短劍を帶してゐた。

四

指定の日は來つて人民が投票の爲めに召集せられたる時、富者は投票用の甕(*urnae*)を奪ひ取り、暴力を以て之れを拉し去つた。斯くて議事は甚しき混亂に陥つた。然しながらグラッカス黨が優に反對派に對抗し得るの力を備ふるの觀を有し、而して之に抵抗するが爲めに集合しつゝ、ありし時前執政官マンリアス(*Manlius*)及びファルツィアス(*Fulvius*)の兩名はグラッカスの前に拜脆し、其の手を執つて涙ながらに其の計畫を廢棄せんことを乞ふた。グラッカスは事態が殆んど行き詰れるを觀たるを、是れ等の人々に對して大なる敬意を表したるに由りて彼れ等の意見を聽かんことを求めた。彼れ等は自分等が斯くの如き重大なる事項に關して忠告を與ふるの資格なきことを承認し、之れを元老院に委す可きことを熱心に彼れに説いた。グラッカスは終に之れに同意した。元老院は開かれたが、同院は富者の反對に由つて何事をも行ふことが出来なかつた。是に至つて最早立憲的手段はグラッカスの前に残されてゐなかつた。彼れは終にオクタヴィアスより護民官職を奪はんとした。先づ彼れは其の同僚の手に縋つて最も懇切なる言葉を以

つて、自己の権利の外何物をも求むることなく、國家を安泰ならしむるが爲め彼れ等の蒙れる幾多の危険と災害とに對して瑣末なる報償を得るに過ぎざる可き人民を満足せしむ可きことを公に懇願した。オクタヴィアスが之れを拒むに至つて、グラツカスは市民の面前に於て彼れ若しくはオクタヴィアスの孰れかが護民官職より退くの外に内亂を避くるの道なきを宣言し、オクタヴィアスが先づ彼れに對する人民の意見を徴するが爲めに之れを召集す可きことを求め、而して民意が彼れの退職を希望せんか、彼れは直ちに一人の地位に降らんとする旨を聲明した。オクタヴィアスは又た此の提言をも拒みたるが故に、グラツカスはオクタヴィアスにして其の決心を翻すに非ざれば彼れ自らオクタヴィアスの退職に關するの件を人民に附議す可きことを言明した。

茲に其の日の集會は終つた。翌日グラツカスは船首演壇に現れて再びオクタヴィアスを説服するに努めた。而も彼れは承認することなかりしが故に、グラツカスはオクタヴィアスの護民官職を奪ふ可き法案を提出し、即刻之れを議決するが爲めに市民を召集した。而して三十五種族中の十七が既にオクタヴィアスに反對

の投票を爲し、更らに僅かに一種族の投票を以て彼れが其の官職を奪はれんとせる時、グラツカスは一時投票を中止し、人民の面前に於てオクタヴィアスを抱擁し亦誠を吐露して彼れ自身が其の官職を剝奪せらるゝの不名譽を蒙るとなく、又た彼れをして斯くの如き辛辣毒惡なる手段に訴へたるの非難を免るゝを得せしめんとを懇願した。オクタヴィアスは此の懇請に由りて稍や動されたるものゝ如く、其の兩眼に涙を湛へ、久しく沈黙を續けたと傳へられてゐる。而も彼れは富者及び土地保有者が一團と爲りて立ちつゝあるに氣付きたる時、斷乎としてグラツカスに向つて其の欲するが儘に行ふ可きことを命じた。(Ploutarchos, op. cit., xii; Appianus, op. cit., I. xii.)

集會は久しく之れに提出せられたる總べての提案に同意するに慣れたるのみならず、其の大部分は地方より參集せる貧困なる農民より成れるが爲めに、殆んど滿場一致を以て此の提案を可決した。グラツカスの命令に由つて被放民のリストルはオクタヴィアスを船首演壇より退去せしめた。而して後、民衆歡喜の裡に農地法は確認せられて最初の割當委員が任命せられた。之れに當選せる者はグラッ

カス自身と彼れの舅アピラス・クロードイアス並びに當時不在なりし僅かに二十才の青年たる其の弟ケーヤス・グラッカスの三人であつた。オクタヴィアスに代つて護民官に選任せられたるものはグラッカスの被護民の一人たるミューシアス (Mucius) なる人物であつた。(Ploutarchos, op. cit., xiii. アピナスは之れを Quintus Munnus と呼んでゐる。op. cit., xiii.) 斯くの如き家族的選任は貴族階級の憤怒を増大した。新長官が土地の配分を行ひつゝある際に使用す可き天幕の設備と日々の手當を受けんことを常例に従つて元老院に求めたる時前者は拒絶せられ、後者は僅かに二十四アスと定められた。斯くの如きは廣大なる公有地の占有者ネシカ (Publius Scipio Nasicus) の勳議に由るものである。争鬪は日に日に擴大し、次第に毒惡を爲つた。所領を限定し、沒收し、配分するの難事業は各市民團體のみならず、同盟伊太利亞諸都市にも争鬪を誘起した。(Mommsen, op. cit., S. 88.)

五

グラッカスの身邊は貴族の企圖せる復讐によつて危険と爲つた。ポンピーヤス (Quintus Pompeius Rufus) はグラッカスが其の護民官職を掛けたる其の日に於て彼れを弾劾せんことを聲明した。グラッカスが公所に現るゝ時は必ず三千人乃至四千人の扈從を伴ふに至つた。民衆の感謝以外に最早彼れを保護す可きものなきに至つたとしたならば、彼れは更らに新たな提案を以て民意を迎へなければならぬ。恰も此の當時、バアガム (Pergamum, Pergamus) のユーデイマス (Eudemus) が羅馬に齎せる其の最後の王アタロス三世 (Attalus III) の遺書によつてアタロス王家の國と富とは羅馬人の有に歸した。グラッカスはバアガムの財寶を以て新たな土地保有者の間に分つて彼れ等をして所要の農具及び原料を取得せしむ可きことを人民に提議した。アタロスの王國內に存したる諸都市に關しては彼れは現在の慣例に反し、之れを處理するの權利が全然元老院に屬することなくして人民に存することを主張した。是れに由つて元老院に於ける反グラッカス熱は一層昂つた。メテラス (Quintus Caecilius Metellus Macedonicus) の如き改革其の者に反對することなき人すら彼れを非難するに至つた。

グラッカスは又た更らに民意に投ずるが爲めに兵役期間を短縮し、控訴權を擴張し、司法上に於ける元老院議員の排他的特權を廢止したるのみならず、伊太利亞の

同盟者に羅馬の市民権を許容するの案を立てたと稱せられてゐる。斯くの如き計畫が事實如何なる程度まで進行したるかは不明である。唯だクラッガスが市民をして彼れを保護せる護民官職に彼れを再選せしむるの外、自己の安全を保つこと能はざるを知り、彼れ等をして斯くの如き違憲的延長を承認せしむるが爲めに更らに諸般の改革を企圖す可きを公言せることは疑ひなき所である。初め彼れは國家を救ふが爲めに一身を賭したのであるが、今や彼れは自己の安全の爲めに國家を危からしむるの已むなきに至つた。(Mommser, op. cit., S. 89.)

六

諸種族は翌年の護民官を選出するが爲めに參集した。而して最初の諸區はクラッガスに投票した。而も反對派は遂に其の否認權を有効に作用せしむるを得て、集會は其の目的を達成することなくして散會し、決定は翌日に延期せられた。クラッガスは喪服を纏ふて人民の前に現れ、其の幼少の子息を彼れ等に託し、選舉が再び否認權に由つて妨害せらる可きを豫期してカピトリウム(Capitolium)殿堂前の集會所より暴力を以て貴族の黨輿を驅逐するの策を講じた。斯くて第二の選

舉日は近いた。投票は前日の如くに行はれた。而して否認權は再び行使せられた。選舉場は騷擾の巷と化した。市民は四散した。選舉會は事實上解散した。カピトリウムの殿堂は閉鎖せられた。市中にはタイピリアスが護民官の全部を廢黜したとか、又は彼れが再度選出せらるゝことなくして其の長官職に留るの決心を爲したとか云ふ噂が交々傳へられた。元老院はジュピターの殿堂に近き忠信の女神(Fides)の殿堂に集會して居つた。タイピリアスが元老院議員フラッガス(Flavius Fiaccus)の齎せる報知によつて其の頭の危きことを洩き返りつゝある民衆に知らしむるが爲めに其の手を頭に觸れたる時、彼れの反對黨は元老院に走り、タイピリアスは王冠を要求せりと告げた。貴族黨中に在つて最も粗暴辛辣なるネシカは國家を防護し、即時逆賊を誅す可きことを執政官セヴォラに求めた。セヴォラは穩和なる人物であり、改革其れ自體に反對なるものではなかつた。彼は此の等しく無理不法なる要求を拒絶した。是に於て乎ネシカは憤然席を蹴つて起立し、執政官は國家の安全を顧みざるが故に、國法を擁護せんとする總べての人は須らく余に従ふ可しと叫んだ。彼れは斯く叫ぶと共に其の長上衣の端を頭

上に被つてカピトリウムに疾走した。彼れに續ける元老院議員も亦た其の上衣を腕に巻き群集を押分けて進んだ。キケロの時代に於ける護民官の選挙は七月十七日であつた。(Ad Attic. i. r.)。恐らく此の事のありしも農民が多忙を極めたる夏期のことであつたであらう。彼れ等にして選挙の爲めに入京せる者は極めて稀であつた。貴族が皆を決し、椅子の脚及び其の他の破片を手にし、棍棒、其の他の獲物を握れる従者と共に突進し來るを見たる都人士は恐れ戦いて道を開いた。タイピリアスは數名の従者と共に逃走を企てた。何者かが彼れの衣を捉へて引戻さんとした。彼れは其の紫縁外衣を脱して其の體衣(Tunica)のまゝにて遁れた。而も彼れはカピトリウムの坂路に於て先きに地上に倒れつゝありし者に躓き倒れて起き上らんと努むる所を荒れ狂へる追撃者の一人によつて腰掛の脚を以て一撃を加へられた。此の最初の一撃を加へたる者は其の同僚の一人サタレーリアス(Publius Saturnius)であるとい一般に認められてゐる。リュシアス・リュファス(Lucius Rufus)は彼れに第二撃を加へたるものは自己であると稱して誇る可からざる名譽を誇つてゐる。彼れの斃れたるはフィデイリス女神堂なる七王像

の前であつた。彼れと共に殺害せられたる者三百人。孰れも皆棒片を以て撲殺せられたるものであつて、刃物によるものは一人もなかつた。(Ploutarchos, xix; Appianus, 15, 16; Mommsen, S. 90.)。

羅馬は王政の廢止以來未だ曾つて斯くの如き流血の大慘劇を見ることがなかつた。貴族は人民を怖れ、人民は貴族に對する尊敬を失ふ事なく、従前の鬭争は悉く相互の讓歩によつて終熄した。而も今や此の民衆運動の指揮者に對する富者階級の憎惡は極端なる形態を以て破綻したのである。タイピリアスの弟ケーヤスは其の兄の遺骸を夜に入りて埋葬せんことを懇願したのであるが彼れ等は頑として聽かなかつた。彼れ等は之れを他の三百の屍體と共にタイピリス(Tiberis)河に投棄した。彼れ等は執政官ポピリアス(Publius Popilius)を委員長に戴ける特別委員を擧げてグラツカスの同類に對する穿鑿を行つた。彼れ等は其の數者を正當なる手續を履ますして追放し、他の數者を捕へて死に致した。後者の中に演説家ダイオフアニースがあつた。ケーヤス・ヴィリアス(Caius Villius)は有毒無毒の蛇と共に大桶の内に閉し込められて死んだ。クメのブロシヤスが執政官等

の面前に引かれて過去の事實に就いて尋問を受けたる時彼れは躊躇することなく總べてグラツカスの命じたるものを行へる旨を率直に自白した。之れに對してネシカは叫んで曰く、然らばタイピリアスがカピトリウムを焼く可きを汝に命じたりとせば、汝は之れを焼きたりや」と。彼れは初めは單にタイピリアスが決して斯くの如き命令を發する事なかる可きを答へたに過ぎなかつたが、種々なる人々に由つて再三同一の尋問を受くるに及んで、彼れは敢然として曰く「彼れにして若し余に命ずるにカピトリウムを焼く可きことを以てせんか、之れを行ふことは余に取つて正しき行爲なりしなる可し、蓋しタイピリアスはそが人民の利益たることなくんば、之れを命ずることなかりしなる可し」と。(Plutarchos, op. cit., xx)。

貴族はグラツカスが王冠を要求せりと爲すの主張を公式に承認し、遠き世の民衆運動指揮者 *Spurius Maelius* を殺したる *アヘーラ* (Genus *Servilius Structus Ahala*) の先例に依つて此の最近の罪惡を是認した。衆怨の中心であつたネシカは既に求刑を以て脅されたが、元老院は彼れの身邊を憂へて之れを亞細亞に派遣し、其の不在中に之れに主僧長の職を授けた。(彼れは幾許ならずして *バアガマム* 附近に於て死

んだ。リリアスはグラツカス黨の檢舉に参加し、セゾオラも後に至つては彼れの虐殺を辯護するに至つた。シピオーはニューマンシアに於てタイピリアスの死を聞いて *ホメロース* の詩句を高唱した。「再び同一事を行ふ者は總べて皆な斯くの如くに滅ぶる」(*Ὁ δὲ ἀρόλοτο καὶ ἕλλας, ὄντι τὸ ἀείρειν, Ὀδυσσεύς, i. 47.*) と。而して彼れが西班牙より歸りて、人民の集會に於て *ケーヤス* 及び *ハルヴィアス* によつて公然其の義弟の殺害を是認するや否やを言明す可きを求められたる時、彼れはタイピリアスが王冠を望める限りに於て彼れは正しく死に致されたるものであると答へた。斯くの如き答に激して人民は怒號の聲を以て彼れの發言を遮つた。而も元老院は人民を慰撫するに努め、公有地の分配に反對することなく、人民が他の委員を舉げて *タイピリアス* の缺を補ふことを許した。斯くて彼れ等は *タイピリアス* の親戚 *クラツサス* (*P. Licius Crassus Mucianus Dives*) を舉げた。而して約八萬の小農保有地は生ずるに至つた。